



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドをレポートします

【特集】 同一労働同一賃金の最高裁判決②

昨年10月。正規と非正規の労働者の待遇格差をめぐる争われていた裁判で、立て続けに最高裁の判決がでました。

昨年4月よりパートタイム有期雇用労働法が大企業に施行され、今年の4月からは中小企業にも適用されます。

3回シリーズの連載で各判例の内容と実務上のポイントを分析します。今月号は第2回です。

第2回 メトロコマース事件**裁判の要旨と経緯**

駅構内の売店で販売業務に従事している契約社員が、同じ売店業務に従事する正社員との各労働条件について格差解消を訴えた裁判。一審では概ね会社の主張が通り、二審では一部労働者側の主張が認められました。

**最高裁の判断：赤字部分を判決**

項目	判定	備考
基本給	○	高裁判決
資格手当	○	高裁判決
住宅手当	×	高裁判決
賞与	○	高裁判決
退職金	○	
褒賞	×	高裁判決
早出残業手当の割増率	×	高裁判決

○：不合理ではない ×：不合理

！ ここがポイント

退職金をめぐる待遇格差について判決を示したのが、この裁判の特長です。

判断基準は、大阪医科薬科大学事件と同じく“支給目的”でした。

退職金は「正社員としての職務を遂行できる人材の確保と定着」を目的としており、契約社員に退職金を支給しないことは「不合理とまではいえない」としました。

一方、高裁判決で不合理とされた住宅手当などは「福利厚生・生活保障」を支給目的としているとし、待遇格差は「不合理である」と判断しました。

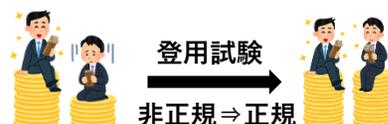
労務Room Q & A**Q**

今回の判決を分析するときに、支給目的以外でポイントになった要素は何ですか？

A

今回の判決で注目されるのは「社員登用制度」の存在です。

会社に登用制度があり、一定数の合格者が存在した事実が基本給や退職金の待遇格差を認める判決に影響しました。



格差を解消できる制度あり

【知るも、知らぬも】 ～ 今月のトピックス ～

雌伏の時の過ごし方

再度の緊急事態宣言が発令されたことで、年始は試練のスタートだったかと思えます。

コロナ禍に限らず、（自分はもちろん）どんな人でも挫折や不遇、忍耐を強いられる時期があります。そんな時に思い出すのが、昔読んだ小説の一節です。

『一天に試されている。と、信ずることにした。公務にわずらわされることのない日々が続いているのであるから、この日々を虚しくすごさないで、活かす工夫をしなければならない。』

法と礼儀を学習しなおしている。武術もおろそかにしないようにしている。こういうつみかさねが、かならず開花するときがくる。』（宮城谷昌光『沙中の回廊』）

この小説の主人公は、士会（しかい）という人で、漫画『キングダム』でお馴染みの中国・春秋戦国時代の「晋」国の宰相になった人物です。若くして晋の文公（重耳）の側近になるほどの逸材でしたが、国内の争乱により他国へ亡命します。

雌伏の時代を典礼の研究に充て、帰国後「范武子の法」と呼ばれる法律を定めて長く重宝されました。

士会を見ならい、法改正の情報収集や新たな仕事の準備に着手しました。

将来「あの時、時間を費やして良かった」と思えたら本望です。

「鰯の頭も信心から」といったところでしょうか。



【魚くん探知記】 ～ 今月の一尾 ～

鮫鰐 : アンコウ

あんこうは「“歯”以外はすべて食べられる」といいます。

それは「あんこうの七つ道具」と呼ばれる「肝」「皮」「胃袋」「卵巣」「エラ」「ひれ」「柳身」の食材に象徴されます。

茨城県大洗の“吊るし切り”は、真冬の風物詩として有名ですが、パフォーマンスだけでなく、大きくヌメリ感のある体質がゆえに生まれた合理的なさばき方でもあります。

以前、茨城のサービスエリアであんこうの唐揚げを食べましたが、見た目によらず？ 淡泊な味でした。

アンコールはやはり鍋ですね。



【一劇必撮】 ～ 今月の一枚 ～



クロテナガザル（千葉市動物公園）

発行

みくら社会保険労務士事務所

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-15

天翔代々木ビル2階

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-3370-3733

URL : mikura@mikura-sr.com

Mail : <http://www.mikura-sr.com>

個人情報の保護に敏感です



SRP II
認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者